

特集

美祢に進出！ 福岡トランス株式会社

福岡トランス株式会社（本社：福岡県）が、美祢工業団地に進出することが決定しました。

これに伴い、11月26日に市役所2階応接室にて、山口県商工労働部池田豊審議監の立ち会いのもと、同社と美祢市による進出協定の調印式が行われました。

同社の県内進出は初めてで、着工は平成25年1月、操業開始は同年7月の予定となっています。

市内のマツダ関連企業に自動車部品を納入し、従業員は当初12人雇用し、操業開始5年後までに20人に増員する予定となっています。



写真左から、小海寛社長、池田豊審議監、村田弘司市長



小海社長コメント概要

候補地はいくつかございましたが、美祢市と県に相談した結果、美祢工業団地へ進出する運びとなりました。誠にありがとうございます。

事業概要については、自動車部品の加工組み立て、それに伴う物流全てを行う計画です。

事業開始後も美祢市行政の協力を頂きながら、当地でビジネスを発展させ、地域社会に貢献できるよう、企業を成長させていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

進出計画の概要

事業所名	福岡トランス株式会社
進出先	美祢市大嶺町東分字池尻 3058-46 (美祢工業団地)
敷地面積	7,993 m ²
建築面積	2,050 m ²
事業内容	貨物運送（自動車部品の物流加工含む）
着工	平成25年1月
操業予定	平成25年7月
設備投資額	約2億円
従業員数	当初12人、5年後20人



村田市長コメント概要

100年に一度の大不況といわれ、先行きが不透明な中、福岡トランス株式会社様と進出協定の調印式を迎えることができ、大変嬉しく思うと同時に心より感謝を申し上げます。

この度の企業進出により、雇用の創出、地域振興に大きな効果があると期待していますので、できる限りのご支援をさせていただきたいと思います。

福岡トランス株式会社様の進出計画がつつがなく進捗し、操業を迎えることを心より願っています。

企業の概要

会社名	福岡トランス株式会社
代表者	代表取締役 小海 寛
本社所在地	福岡県北九州市門司区新門司三丁目70番地
設立	昭和46年(1971年)5月
資本金	1,800万円(2012年4月現在)
従業員	98人(2012年10月現在)
事業内容	貨物運送、倉庫、各種梱包作業等

問合せ先 商工労働課 [☎0837(52)5224]

家屋を新築・増築・改築及び取り壊したときは

家屋を新築・増築・改築した場合

平成 24 年 1 月 2 日以降に新築、増築及び改築した家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、平成 25 年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。日程を調整させていただき、調査に伺いますので税務課固定資産税係までご連絡ください。

家屋を取り壊した場合

平成 24 年中に取り壊した家屋は、平成 25 年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

あなたの住宅用地は 変わっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成 24 年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成 24 年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が完了となっている人についても、ご連絡ください。

償却資産の申告を忘れずに

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第 383 条の規定により平成 25 年 1 月 1 日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で、申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

申告期限 1月31日木

事業等の収支内訳書事前作成個別相談会の開催について (白色申告の人で市の確定申告相談を受けられる人へ)

平成 24 年度市が行う確定申告相談では、事業所得等に係る「収支内訳書」の事前作成が必要となります。（詳細は広報 12 月号 7 頁掲載）

今年度は申告相談方法の変更 1 年目として、右記日程で「収支内訳書事前作成個別相談会」を行いますので、作成に不安がある人等は必ずこの相談会をご利用ください。

当日は個別の応対方式（1 対 1）ではなく、皆さんの個々の作成状況に合わせ、質問等に対し援助する集団方式（全体の中で個々に応対）としています。

あらかじめ関係書類の整理、収支内訳書の事前の作成に取り組んでいただき、ご不明な点等の抽出をお願いします。

① 収支内訳書事前作成個別相談会（受付時間 9:00～15:00）

月	日	曜	会 場	月	日	曜	会 場
1月	16日	水	真長田定住センター	2月	1日	金	於福公民館
	17日	木	綾木ふれあいセンター		4日	月	伊佐公民館
	18日	金	美東保健福祉センター		5日	火	美祢市民会館
	21日	月	美東保健福祉センター		6日	水	美祢市民会館
	22日	火	赤郷交流センター		7日	木	美祢市民会館
	23日	水	嘉万公民館		8日	金	予備日
	24日	木	別府公民館				
	25日	金	岩永公民館				
	28日	月	秋吉公民館				
	29日	火	秋吉公民館				
	30日	水	厚保公民館				
	31日	木	豊田前公民館				

持参 JA 発行の「営農生活貯金取引通知書」（年間集計表）、整理された帳簿類、事業所得に関する資料（領収書等）、計算機、印鑑

② 収支内訳書の事前配布

作成していただく「収支内訳書」は 1 月上旬から、税務課・各総合支所・出張所に備え付けますので、事前の作成準備等お願いします。